

第5次猪名川町環境基本計画（案）

令和3年3月

猪名川町

猪名川町環境基本計画 目次

序 章	猪名川町環境基本計画（第5次計画）策定にあたって	
1	環境基本計画とは	2
2	計画策定にあたって	2
3	SDG s の目標と本計画の関係性	3
第1章	計画の基本的な考え方	
1	計画策定の趣旨	5
2	計画の位置づけ	7
3	計画の期間	7
第2章	これまでの取組	
1	《基本目標1》生物の多様な自然環境を守り育む	9
2	《基本目標2》自然環境の保全・創造と人と自然が共生	9
3	《基本目標3》循環型社会を構築し地球環境の保全推進	10
4	《基本目標4》環境を守り育てる仕組み	10
5	《基本目標5》環境問題や生活様式をみんなで考え学習に取り組む	11
第3章	猪名川町のめざす環境	
1	めざす環境像	13
2	めざす環境像の実現に向けた施策体系	13
第4章	めざす環境像に向けた施策の展開	
1	《環境目標1》自然と調和した恵み豊かな環境	16
2	《環境目標2》資源が循環する社会環境	18
3	《環境目標3》快適で暮らしやすい生活環境	22
第5章	計画の実現に向けて	
1	住民の環境意識の向上	26
2	協働による環境活動の促進	27
3	環境への負荷の少ない事業活動	27
第6章	計画の推進と進行管理	
1	計画の推進体制	29
2	各主体の役割	29
3	進行管理	30

序章 猪名川町環境基本計画（第5次計画）策定にあたって

- 1 環境基本計画とは
- 2 計画策定にあたって
- 3 SDGsの目標と本計画の関係性

序章 猪名川町環境基本計画（第5次計画）策定にあたって

1. 環境基本計画とは

猪名川町では、令和2年3月に第6次猪名川町総合計画を策定し、令和2年から令和12年までを計画期間とした町政全般に関する戦略や方針を定め、分野別及び課題別に策定した各種計画に沿って様々な施策や事業を展開しております。

猪名川町環境基本計画は、「猪名川町環境の保全と創造に関する条例」に基づく本町の環境施策のマスタープランであり、計画の策定にあたっては、分野別及び課題別の計画に位置付けられた施策・事業を洗い出し、環境の視点から再整理するものです。

計画された内容の実現に向けた町の各種施策については、社会情勢を踏まえ中長期的な町の財政状況を勘案する中で、全庁的に計画に沿った施策や事業を適宜実施し、「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現に努めます。

2. 計画策定にあたって

私たちの暮らしや経済活動は、環境という基盤のうえに成り立っております。それらを俯瞰すれば、大気、水、土壌、生物等が光合成や食物連鎖により循環することで全ての生態系が均衡を保っており、人間の活動もこの循環の一部です。しかしながら、人間の経済活動に伴う資源の採取、生物や環境に悪影響を与える有害物質の排出等が進み、気候変動や生物多様性の損失という問題が顕在化しております。

こうした中、「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「2030アジェンダ」や「パリ協定」の採択などにより、持続可能な社会に向けた様々な取り組みが加速している状況です。

今日の環境問題は一人ひとりの生活スタイルや経済活動と密接に関連していることから、環境施策の展開にあたっては、住民や事業者、住民団体などのあらゆる主体が環境に対する自らの責任を自覚し、当事者意識をもって環境負荷の低減に取り組むことが重要です。

猪名川町は、住民の暮らしを守り、住民福祉のさらなる向上を目指し、だれもが健康で安心して暮らすことができる生活環境実現のため、環境分野においてSDGsの考え方を積極的に活用した施策を展開し、その実現を目標とします。

3. SDGsの目標と本計画の関係性

日本国内でもSDGsの取り組みが活発化しており、将来にわたって持続的な発展が可能な社会を実現するため、「持続可能な開発目標（SDGs）」を共通の指標とした活動が広まっております。

このSDGsでは、社会的課題の解決に向けた17項目の目標が掲げられており、「経済・社会・環境」の総合的な向上によりその解決を図り、その過程において「誰一人取り残さない」ことが誓われております。

猪名川町環境基本計画の改定にあたり、本町の環境課題に関連しSDGsに掲げられている17項目の目標を念頭に置き、環境基本計画を改めることで、環境分野において産官学の新たな連携に取り組む他、住民や町内事業者、住民団体との更なる連携強化を図り、本計画を柔軟かつ弾力的に推進することにより、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(SDGs：社会的課題の解決に向けた17項目)

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本町は、緑豊かな山や美しい川、豊かな自然と温暖な気候の恵みを受けた、とても暮らしやすいまちです。

このような環境を守っていくため、平成12年3月、猪名川町環境の保全と創造に関する条例を制定し、猪名川町環境基本計画を策定しました。

そして、この計画の目標に向けて、住民、事業者及び町が協働して、環境を保全し、環境への負荷の少ない、環境と共生する持続的な発展が可能なまちを実現するため、様々な取組を進めてきました。

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進や廃棄物の適正処理、新エネルギーの利用促進など循環型社会の形成を目指す取組、環境美化・環境衛生などのより良い生活環境の確保に向けた取組、緑豊かな山や美しい川を始めとする恵まれた自然や豊かな森林・農地を守り、未来へ引き継いでいくための取組、環境学習・環境教育・消費者教育など環境に係る住民意識の向上のための取組等を進めてきました。

しかし、一方では社会情勢や住民生活・住民意識の変化があり、10年前には、それほど問題視されなかったことも新たな課題になってきています。

例えば、人口減少に伴う空き地・空き家の増加による生活環境等の問題、高齢者のみの世帯ではごみ出しに苦労するという日常生活の問題、新エネルギーの普及に伴い太陽光パネルが設置されることによる住環境や景観への影響など、ごく身近なところでの問題が顕著になってきています。

環境政策を進めるにあたっては、大気汚染や地球温暖化など比較的大きな規模の課題、ごみ分別やリサイクルの推進、ごみ処理施設の整備などの仕組の課題、さらには騒音・振動や放置された空き地・空き家などの日常生活上の安全・安心面の課題など、多種多様な課題があります。

そこで、本計画では、私たちの生活の営みの中で最も生活に密着した住環境「暮らしやすい環境づくり」に主眼をおいて取り組むことにより、豊かな自然とともに歩み、暮らしやすい環境が創造され、未来に引き継がれる環境の実現を目指します。

猪名川町環境の保全と創造に関する条例

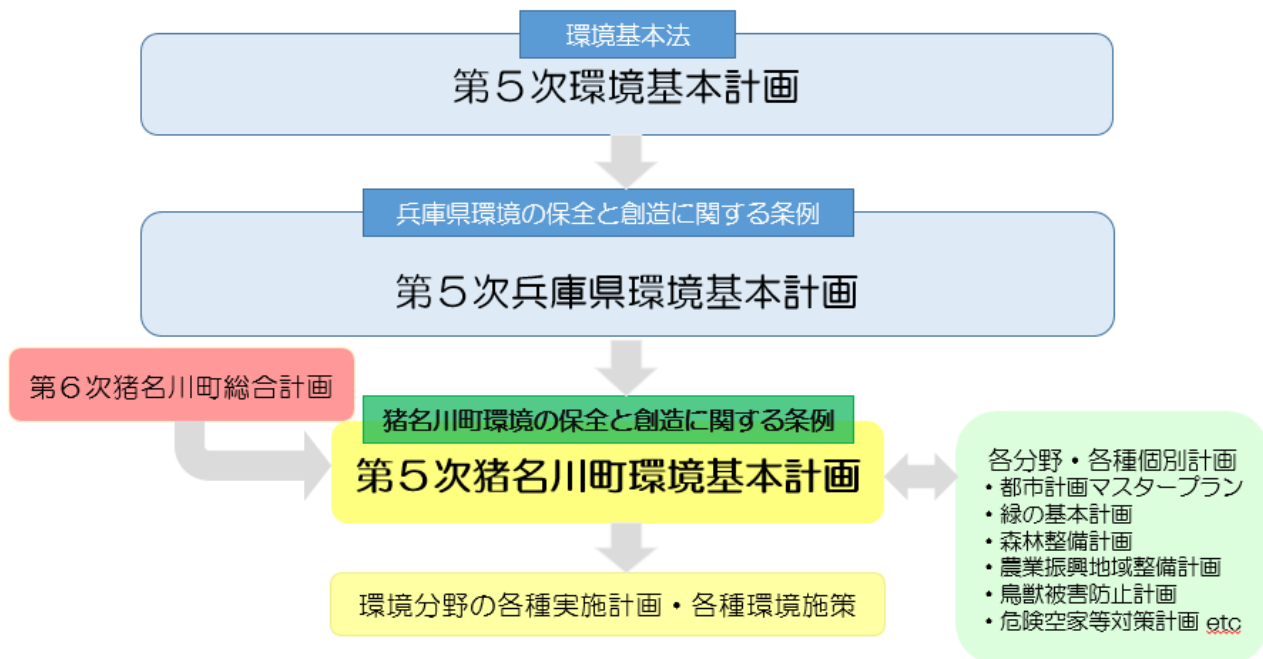
～ 環境施策の基本方針 ～

- 1 人の健康が保護され、また、生活環境及び自然環境が保全されるように公害を防止し、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- 2 生物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るため、水資源及び森林資源並びに海域を保全するとともに、森林、水辺地、河川、農地等を適正に維持管理し、人と自然が豊かに触れ合うことのできる良好な自然環境が確保されること。
- 3 健全な水循環を確保し、及び維持するため、水源のかん養機能及び水の浄化機能を高めるように森林の保全が図られること。
- 4 潤いと安らぎのある環境を目指し、緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の確保、都市景観の向上及び歴史的・文化的環境の保全が図られること。
- 5 廃棄物の発生抑制、減量化・リサイクル化及び適正な処理、資源の循環的な利用並びに環境への負荷の少ないエネルギーの有効利用が促進されること。
- 6 地球環境の保全は、住民等、事業者及び本町が自らの課題であることを認識し、国際的な協調の下に、地球環境の保全に関する施策が推進されること。

2 計画の位置づけ

この計画は、猪名川町総合計画において、猪名川町がめざす「まちの将来像」の実現に向け、環境に関する施策の基本的方向を示すものです。

猪名川町環境の保全と創造に関する条例の基本理念及び第4次猪名川町環境基本計画を踏まえ、豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造する環境づくりの指針となるもので、住民、事業者及び町が連携して、環境施策を総合的、かつ、計画的に推進するために策定するものです。



3 計画の期間

令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とします。ただし、社会や環境情勢等の大きな変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

第5次猪名川町環境基本計画 計画期間



第2章 これまでの取組

- 1 《基本目標1》生物の多様な自然環境を守り育む
- 2 《基本目標2》自然環境の保全・創造と人と自然が共生
- 3 《基本目標3》循環型社会を構築し地球環境の保全推進
- 4 《基本目標4》環境を守り育てる仕組み
- 5 《基本目標5》環境問題や生活様式をみんなで考え学習に取り組む

第2章 これまでの取組

本町の環境基本計画は、広く住民の意見を反映した計画にするため、猪名川町環境基本計画策定住民委員会での検討、猪名川町環境審議会での審議を経て、平成13年3月に策定しました。

そして、平成28年4月から猪名川町環境基本計画に基づき、猪名川町環境基本計画推進住民委員会及び猪名川町環境審議会において計画の進行管理を行いつつ、5つの基本目標の下に施策を展開してきました。

ここでは、この10年間を振り返り、取組と課題等について整理します。

1 《基本目標1》生物の多様な自然環境を守り育む

生物の多様性は、自然環境保全を考えるときに重要なことであり、私たちが生きていくうえで地球に存在するすべての生物により生かされていることを認識し、生物多様性を育む自然を将来に残すために地球環境の保全に関する認識を深め、地球規模での問題と捉え、地域レベルでの積極的な取り組みが重要です。

そのために、多様な生物の生息場所である自然環境の保全を行い、生態系のバランスに考慮した自然環境の復元に積極的に取り組みました。

また、外来生物が在来生物に与える生態系の影響を考慮した自然環境の保全に努め、私たちは生物多様性に守られ、その一員であることを自覚し、身近に生息している生物の住める環境づくりを進めました。

2 《基本目標2》自然環境の保全・創造と人と自然が共生

自然環境は、生態系の維持に重要な役割を果たすとともに、私たちが日々生活するなかで必要不可欠なものであり、豊かな生活環境に大いに貢献しています。

この自然環境は一度損なわれると、復元に相当の時間と労力を要し、また復元が困難なものもあります。

本町においては、豊かな自然が今も残されており、希少な動植物をはじめとする多様な生物が生息しています。それを支える水・緑・土にわたる地域の生態系としての自然を保全し、その生息環境の復元に努めました。

こうした生態系と共生するまちづくりのためには、とりわけ住民全体の理解と協力が大切です。そのため、特に子どものときから身近な自然に親しみ理解を深め、自然の大切さを実感できるように努めました。

また、生活環境改善のために自然環境を改変する際には、生態系の維持・

保全や緑の創出など、失われる自然環境が最小限になるよう、生態系に配慮した創意工夫が行われるように努めました。

3 《基本目標3》循環型社会を構築し地球環境の保全推進

私たちが住むまちは、豊かな自然、生物の多様性とすぐれた環境に恵まれています。この環境は、私たちの貴重な財産であり、次の世代へ継承していく必要があります。

そのためには、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会に変えていくことが必要であり、住民、事業者、NPO、行政が相互に協働し、廃棄物の減量化や再生利用、新エネルギーの活用に係る課題を検討し、循環型社会の形成に努めました。

また、資源を大切にし、負荷の軽減を考慮した生物由来の有機性資源や自然エネルギーの利活用に積極的に取り組み、良好な生活環境を確保するため、事業所や自動車などの騒音・振動発生防止の指導や啓発に取り組むとともに、住環境の美化活動の奨励、廃棄物の不法投棄対策などについて、積極的な取り組みを進めました。



新名神高速道路 環境観測施設（猪名川局）

4 《基本目標4》環境を守り育てる仕組み

環境問題は、その多くが人間の活動に起因するものであり、規模や範囲も身近な生活環境から地球環境問題まで多岐にわたっています。豊かな自然環境を保全するとともに快適な生活環境を整備し、創造して次世代に伝えていくことは、法律や行政指導だけで行えるものではありません。

住民、事業者、NPO、行政、一人ひとりが環境に配慮するとともに、お互いに協力しながら町の環境を守っていくことが重要です。環境保全のために自ら行動を起こし、環境との調和や環境視点で社会経済活動を行う必要があります。

そのため、住民、事業者、NPO、行政が互いに連携を深め、だれもが自

主的で主体的に参加できる基本的な仕組みづくりを構築するとともに、公害発生源の監視と町が実施する各種事業を環境配慮型のものに転換するよう努めました。

5 《基本目標5》 環境問題や生活様式をみんなで考え学習に取り組む

よりよい環境を将来へ引き継いでいくためには、学校教育において環境学習を学ぶことにより、次世代の担い手である子どもたちに環境について興味・関心を持ってもらい、環境保全に取り組む必要があります。環境学習の推進は、現在の環境問題を解決し、持続可能な社会を作っていくためには、重要な取り組みであります。行政のみならず住民、事業者、NPOが積極的に環境保全活動に取り組む手法を学ぶことができ、環境保全活動の重要性を踏まえ、環境の保全についての住民一人ひとりの意欲を高めていくことに努めました。

この環境学習を実現するためには、住民、事業者、NPO、行政すべてが環境情報を共有し、自らの責任と役割を理解したうえで協力・連携など、環境に関する取り組みを支える仕組みづくりも併せて行う必要があります。また、地域の特性を活かした環境活動を実施しながら、地域コミュニティの形成を促す活動に取り組みました。

このため、住民、事業者、NPOの自発的な取り組みの支援を進めるとともに、よりよい生活環境づくりにおいて、各主体間の協力・連携を展開するための取り組みを支援し、学校や地域等での環境学習の充実を図りました。



町内NPO団体による児童生徒を対象とした環境学習

第3章 猪名川町のめざす環境

- 1 めざす環境像
- 2 めざす環境像の実現に向けた施策体系

第3章 猪名川町のめざす環境

1 めざす環境像

これからめざしていく環境像については、豊かな自然の保全、大気汚染や水質汚濁などの公害防止、省エネルギー化、温室効果ガスの発生抑制などの広域的な環境保全につながる取組を継続して推進するとともに、今日では、身近な環境を守り、より暮らしやすい生活環境づくりが求められており、その暮らしやすい生活環境を次の世代へ引き継いでいくことが大切です。

このような環境を取り巻く時代の潮流と基本理念を踏まえて、本町のめざす環境像を次のとおり定めます。

人と自然が共に生きるまち・猪名川
～生物多様性を育む豊かな自然のあるまちをめざして～

2 めざす環境像の実現に向けた施策体系

めざす環境像を実現していくため、次の3つの環境目標を柱にそれぞれの施策を展開していきます。

環境目標 1

自然と調和した恵み豊かな環境（良好な自然の保全と継承）

環境目標 2

資源が循環する社会環境（循環型社会形成の推進）

環境目標 3

快適で暮らしやすい生活環境（生活環境の向上）

第4章 めざす環境像に向けた施策の展開

- 1 《環境目標1》 自然と調和した恵み豊かな環境
- 2 《環境目標2》 資源が循環する社会環境
- 3 《環境目標3》 快適で暮らしやすい生活環境

猪名川町環境基本計画の施策体系



第4章 めざす環境像に向けた施策の展開

1 《環境目標1》自然と調和した恵み豊かな環境

(1) 自然環境の保全

【現状と課題】

ア 本町は、森林や美しい河川など豊かな自然環境を有しています。これらの豊かな自然を次世代へ継承していくため、住民、ボランティア、NPO、事業者、行政機関などのネットワークの強化とともに、森林や河川の恵まれた自然環境を活かした施策が必要になります。

イ 民間事業者による開発事業や公共事業は、自然環境に影響を及ぼしかねないことから、開発行為などの土地利用の際には、生態系への影響や防災上の観点を踏まえた配慮が必要です。

ウ 外来の動植物が野生化、繁殖している場合があり、在来種の減少など従来の生態系への影響が懸念されており、被害・予防等に関する情報提供が必要です。

エ 様々な恵みをもたらす里山付近の集落では、高齢化や生活様式の変化等により、人と自然への関わりが少なくなっていることから、その機能の喪失が懸念されています。

【取り組む施策】

《山と川のネットワークの推進》

ア 住民、ボランティア、NPO、事業者、行政機関などのネットワークを強化し、地域特性に応じた環境保全活動を促進し、森林や河川などの自然環境の保全や野生生物の生息、生育環境の保全に取り組みます。

《生物多様性の保全》

ア 開発行為を計画する際には、地勢、流域、生態系などそれぞれの地域特性を踏まえ、自然環境に配慮するよう指導していきます。

イ 従来の生態系を守るため、外来動植物の適正管理の必要性を啓発していきます。

ウ 野生動物の生息数の増加・減少について、住民や関係団体と連携し、情報収集に努めるとともに地域ぐるみの取組を促進します。

《里山環境の保全》

ア 里地・里山は、木材など自然資源の供給、身近な自然とのふれあいの場、そして、多様な動植物の生息・生育場所などとして様々な恵みをもたらす大切な財産であることを情報発信し、理解を深めることにより、里地・里山が保全される仕組みづくりに努めます。

(2) 公益的機能の維持増進

【現状と課題】

- ア 本町の上水道水源は大半が一庫ダムを水源として賄われておりますが、本町を南北に縦断する河川周辺の森林を保護することによって、水源地进行を保全し、河川の水質を維持増進する必要があります。
- イ 森林の間伐、受光伐、下刈り等に取り組んでいますが、一部の森林では荒廃が進んでいます。森林の荒廃が進むと、水源かん養、保水性、山地防災、二酸化炭素の吸収・酸素の発生という機能が低下するため適正な管理が必要です。
- ウ 農業従事者の減少と高齢化が進み、農業の担い手が不足し、荒廃農地が増加傾向にあるため、若い担い手・後継者の育成が必要です。

【取り組む施策】

《森林環境の保全》

- ア 水源かん養機能を向上し、良好な水道水を確保・提供するため、森林の保護、整備を進めるとともに、定期的な水質監視を行います。
- イ 効率的な森林施業を図り、森林の状況に応じた整備・保全を行い、森林の多面的機能の維持・向上を図ります。また、水源かん養、保水性、山地防災、二酸化炭素の吸収・酸素の発生など森林の持つ大切な機能について情報発信します。



猪名川本流及び支流の定期水質検査

《農地環境の保全と適正管理》

- ア 新規就農者・担い手の育成・確保による安定した農業経営基盤の強化に向けた取組への支援を行い、農地集積・集約化等による農地利用の適正化を進めるとともに、農業・農村の多面的機能の発揮による国土保全・資源かん養のための取組を推進します。



次世代へ守り繋げる美しい田園風景

2 《環境目標2》資源が循環する社会環境

(1) 資源循環の推進

【現状と課題】

- ア 本町のごみの総排出量及びリサイクル率については、おおむね横ばい傾向にあることから、さらなるごみの発生抑制とリサイクル率向上のための取組とともに、住民ニーズに対応した分かりやすく負担の少ない、ごみの分別方法・出し方等についての検討が必要です。
- イ 本町のごみの総排出量のうち、約8割が可燃ごみとして排出されていることから、更なる可燃ごみの排出量の抑制に努める必要があります。



家庭ごみの収集運搬

- ウ 事業系の一般廃棄物排出量の増減に注視し、適宜、ごみ減量に対する事業者の理解・協力を促す取り組みが必要です。
- エ 再利用可能な物がごみとして排出されることがあることから、リユースに対する意識向上が課題になっています。
- オ 高齢者や障がい者には、分別や毎日のごみの排出が負担となっているケースがあり、これから迎えるさらなる高齢化に伴い、負担の少ない新たなごみ出しの仕組みを構築することが求められています。
- カ 不法投棄は依然として町内各所で発生しているため、不法投棄を許さない住民意識の醸成と未然に防止するための対策が必要です。



町内に配備されている不法投棄監視カメラ

【取り組む施策】

《3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進》

ア ごみ減量化のため、地域において新聞紙や段ボールなどの古紙や生地製品などの資源ごみ集団回収を促進するなど、ごみの再資源化を進めます。

イ 刈草、木の枝などは、バークチップ化するなど、可燃ごみとして処分しない処理に継続して取り組みます。

ウ 食品類をはじめ、日常品等の過剰な購入を控えたり、食品残さの発生抑止に取り組むなど、ごみの出ない生活スタイルの実践を啓発します。

エ 事業系の一般廃棄物の排出量を減らすため、事業者による減量化計画の策定及び実行について事業者の協力を促します。



剪定木のバークチップ利用

《ごみの適正分別と収集》

ア 高齢者や障がい者にも配慮した「やさしいごみの出し方」を研究し、負担の少ないごみの分別収集体制の充実を図ります。

イ 適正なごみの分別方法・出し方等について、本町の広報紙やホームページでの啓発を継続して行うとともに、児童生徒を対象とした環境学習機会を創出するなど様々な機会を通じて啓発します。



不法投棄された電化製品の回収

《不法投棄の防止》

ア 不法投棄対策として、環境パトロールの定期的な実施、不法投棄監視カメラや啓発看板を適宜必要な場所に設置するとともに、警察との連携強化、住民との協働により不法投棄をさせない環境づくりに取り組みます。

《廃棄物の適正処理》

- ア ごみ分別方法の周知徹底を図り、廃棄物の資源化率を高めることにより、最終処分量の減量を図ります。
- イ し尿処理施設等の安全で効率的な運転管理の徹底に努めるとともに、施設の長期的な運用の視点に立った検討も進め、効率的かつ効果的な運転管理と安定した廃棄物処理を推進します。

(2) 新エネルギーの適正な普及

【現状と課題】

- ア 地球温暖化防止策として、再生可能エネルギーの必要性が高まっており、本町においても、民間事業者による大規模太陽光発電施設の設置が進んでいますが、今後は発電設備設置に伴って生じる周辺住居に対する生活環境への配慮も求められます。
- イ 太陽光発電システムは、一般個別住宅への設置や空き地を利用した発電設備の設置が進んでおりますが、太陽光パネルの反射光の問題など住環境への影響が問題視されるようになり、対策が求められています。
- ウ 電力消費量の多い町内事業者への省エネルギー・地球温暖化防止策に対する理解を深めるとともに、エネルギーの効率的な利用に向けた取組を検討する必要があります。
- エ 地域資源を活用した新エネルギーを創出するだけでなく、発電した電力を蓄えて利用するなど視野に入れた取組を進めていく必要があります。
- オ 地球温暖化防止に対する意識は醸成されつつあることから、日常生活における具体的な省エネルギー行動について、さらに情報発信し、エコな生活スタイルの定着を図る必要があります。

【取り組む施策】

《新エネルギーの利用促進》

- ア 低炭素社会実現のため、家庭や事業所などへの自家発電設備や蓄電設備等の設置、環境への負荷の少ない新エネルギー利用の普及を促進します。
- イ 新エネルギー利用施設の整備の際には、地域住民の暮らしに配慮した導入方法を検討するよう事業者等に指導します。
- ウ 公共施設等への新エネルギー設備の導入を進めます。



運用中の太陽光発電システム

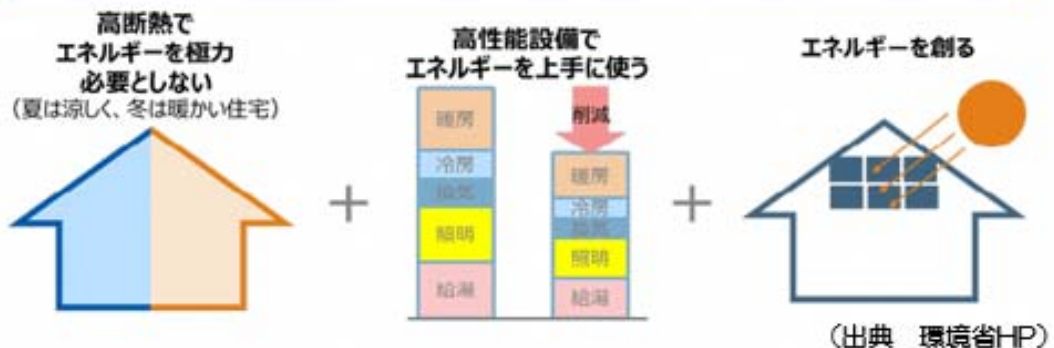
《温室効果ガスの削減対策の推進》

- ア 温室効果ガス削減に向けた啓発活動に取り組みます。
- イ 森林の保全を推進し、二酸化炭素の削減に努めます。
- ウ アイドリングストップなどのエコドライブ、公共交通機関の利用、自転車の利用など温室効果ガスの削減につながる行動に個人もしくは事業所等団体で取り組む意識の高揚に努めます。
- エ 地球温暖化防止への取組を実践する講座などを開催し、普段から環境についての関心を持って行動する住民意識の醸成を図ります。
- オ 低炭素社会の実現を目指すため、EV（電気自動車）及びF C V（燃料電池自動車）などの次世代自動車、Z E H（ゼロエネルギー住宅）など、二酸化炭素を出さない革新的なエネルギー高度利用技術の普及促進を図り、国の動向を注視し、必要となるインフラの整備に柔軟かつ迅速に対応します。



公共施設に配備されている電気ステーション

ZEHとは、「快適な室内環境」と「年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下」を同時に実現する住宅



《省エネルギー対策の推進》

- ア 省エネルギー家電の導入やこまめな電源のON/OFFを心がける行動、エコドライブの実践や自転車の利用など省エネルギーにつながる行動を広く、呼びかけます。
- イ 家庭でできる省エネルギーに関する情報発信を行います。
- ウ 公共施設における電気、燃料等の効率的な使用を図ります。
- エ 事業活動における効率的なエネルギー利用について、町内事業者に呼びかけます。

3 《環境目標3》快適で暮らしやすい生活環境

(1) 衛生的な生活環境の保全

【現状と課題】

- ア 近年の人口減少や既存住宅の老朽化、社会のニーズの変化に伴い、増加する空き地・空き家問題の深刻化が懸念され、適切な管理等が行われていない空き家は、防災、衛生、景観等において地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、空き地・空き家がもたらす問題について広く周知・啓発を行います。
- イ 空き家のなかには、修繕や手入れを行えば居住できる物件も多いことから、空き家が流通しやすい環境の整備と利活用の促進に努めます。
- ウ 犬の登録や狂犬病予防注射を受けていない犬が、依然いるものと考えられることから、犬の飼い主に継続的な適正飼育についての啓発に努めます。
- エ 犬や猫などの鳴き声やフンの不始末などマナー不足により、周囲の迷惑になっていることがあり、飼い主のマナー向上に関する啓発に努めます。
- オ 「人と動物が安全・快適に共生できる社会」を目指し、犬猫の殺処分頭数の抑制に向けた周知・啓発に努めます。
- カ 町内の各地において、大気・水質・騒音などの継続した環境測定に努めます。

【取り組む施策】

《空き地・空き家等の適正管理》

- ア 空き地・空き家化の予防・抑制のため、住民や所有者に対し、空き地・空き家を放置しない意識の醸成を図る啓発に取り組みます。
- イ 資産価値のあるうちに賃貸や売却が行われるなど、空き家が住宅ストックとして利活用される流通環境の構築に取り組みます。
- ウ 適正に管理されていない空き地・空き家の所有者に対し、適正管理に向けた啓発や情報発信を行い、改善されない場合は所有者に対し指導を行います。

《愛護動物の適正飼養》

- ア 狂犬病予防法に基づく犬の登録や狂犬病予防注射の実施の徹底を図ります。
- イ 兵庫県動物愛護センターと連携し、広報紙などによる動物の適正飼養に関する啓発を継続して行い、飼い主のマナー向上を図ります。
- ウ 兵庫県動物愛護センターと連携し、将来的に犬・猫の殺処分がゼロになることを目標として、終生飼養等の動物愛護に関する啓発に取り組みます。



犬の登録と狂犬病予防注射の徹底

《公害の防止》

- ア 大気・水質・騒音などの環境測定を継続して実施し、住民に環境情報の提供を行います。
- イ 騒音・振動・悪臭など環境に関わる相談・情報提供に対し、現地調査など迅速に対応します。

《生活排水対策》

- ア 公共下水道供用開始地域の未接続世帯の公共下水道への接続について、指導、啓発活動に取り組みます。
- イ 下水道計画区域を除いた区域は、合併浄化槽の適正な維持管理に努めます。
- ウ 合併浄化槽の清掃やし尿くみ取りについて、安定した体制の維持に努めます。

(2) やすらぎを感じる生活空間の形成

【現状と課題】

- ア 公園整備については、将来的に施設の老朽化が進むことから、計画的な施設の点検・適切な修繕が必要です。
- イ 本町には豊かな自然が残っています。このような自然環境の素晴らしさをPRし、自然に対する住民意識の高揚を図ることが必要です。
- ウ 本町は、豊かな自然景観をはじめ、中山間地域や農村地域、住宅地、商業地など様々な土地利用が見られ、多様な景観を有しているため、建物を建築する場合や土地を利用する場合には、地域の景観特性を踏まえ、周辺の景観との調和に配慮することが必要です。
- エ 屋外広告物については、表示方法によっては美しい景観を損なうおそれがあるため、掲出（設置）について許可や指導を行うとともに、良好な景観を維持するよう誘導する必要があります。
- オ 地域に残された貴重な歴史的資源は、それらを取り巻く生活環境に歴史的・文化的な雰囲気を与え、また、伝統文化や伝統芸能などは現在の生活の中に溶け込み、潤いとやすらぎのある生活環境がそれぞれの地域で形成されています。このような生活環境を次世代へ引き継ぐため、伝統文化や伝統芸能などの保存・活用が必要です。

【取り組む施策】

《緑の保全・創出と水辺環境の保全》

- ア 自治会などにクリーンアップ作戦への参加を呼び掛け、地域ぐるみの環境美化活動の意識向上を図ります。
- イ 都市公園については、多くの住民の憩いや交流、レクリエーションの拠点となるよう、貴重な緑や景観を保全し、地域の実情や住民のニーズに対応しながら、計画的な整備を推進します。
- ウ 公園は、地域コミュニティのフィールドとして活用されており、幅広い世代が安全・安心に利用できるよう、適切な維持管理を行うとともに、利用者二

ズ・利用状況を踏まえた計画的かつ効率的な施設更新を進めます。

エ 本町の里山や川辺空間の様子を町内外にPRし、これらの自然環境の保全・美化活動を担うボランティア団体等の育成に努めます。



地域資源の適正管理活動

《良好な景観の保全》

ア 住民や事業者において、それぞれの役割に応じた取組が積極的に行われるよう、情報発信や啓発などを行い、景観に対する関心の喚起や、良好な景観の形成への取組に対する動機づけ、知識の普及などに努めます。

イ 屋外広告物については、違反指導を行い、良好な景観の形成、風致の維持の観点から適切な規制・指導を図るとともに、倒壊や落下等による事故防止のため、適切な管理を行うよう事業者等に対し必要な指導等を行います。

《歴史文化環境の保全》

ア 伝統文化・伝統芸能などの歴史的文化遺産が人々の暮らしの中で世代を超えて親しまれ、潤いとやすらぎのある生活環境が継承されるよう、保存、活用に努めます。

イ 地域の伝統文化や伝統芸能の保存、継承及び普及に向けて、住民の発表や学習の場を創出し、後継者を育成します。

第5章 計画の実現に向けて

- 1 住民の環境意識の向上
- 2 協働による環境活動の促進
- 3 環境への負荷の少ない事業活動

第5章 計画の実現に向けて

「人と自然が共に生きるまち・猪名川」を実現するためには、住民一人ひとりや事業者などが自らの活動によって生じる環境への負荷をできる限り少なくする意識が大切です。

そのためには、住民一人ひとりが、環境に配慮した行動をとることの大切さを理解し、行動すること、そして、そのような意識・行動を支える支援・仕組みづくりが必要になります。

町は、住民・事業者などがそれぞれ「環境」の価値を認識し、さまざまな主体による環境保全のための行動や取組が自発的に行われ、連携していくような社会の実現をめざした取組を進めます。

そして、住民・事業者・町などの協働の成果として、本町の豊かな自然が守られ、より暮らしやすい環境が創造され、受け継がれていく仕組みづくり・基盤づくりに取り組みます。

1 住民の環境意識の向上

(1) 環境に対する住民意識の向上

- ア クリーンアップ作戦など、住民による自主的な清掃活動を支援します。
- イ 本町の広報紙、ホームページにおいて、継続して環境に関する様々な情報を発信し、環境に対する住民意識の向上を図ります。
- ウ ごみ減量やリサイクルを始め、日常生活における環境に配慮したライフスタイルへの転換を啓発します。

(2) 地域・学校における環境学習

- ア 講習会の開催など、幅広い世代の方々が参加し、環境について考える機会を提供します。

(3) 地域リーダーの育成

- ア 環境活動を率先して推進するリーダーやボランティアの養成を目的としたボランティア団体等の育成を支援します。
- イ 自然観察会やボランティア活動などへの参加を積極的に呼び掛け、体験学習の機会の充実を図り、環境意識の高い人材の育成に努めます。

(4) 情報発信の充実

- ア ごみ処理に係る情報やごみ分別方法、リサイクルの大切さなど様々な情報を分かりやすく、また、興味をもってもらえるように工夫し、情報発信を行います。
- イ 環境に関わる情報を様々な機会を捉えて発信します。

2 協働による環境活動の促進

(1) 環境活動への支援

ア 資源ごみ回収活動の重要性や町の支援制度についての情報発信を行い、資源ごみ回収（再生資源の集団回収）活動への参加を広く呼び掛けます。

イ 自治会や団体、事業所など、住民によるボランティア活動を支援します。



回収された再生資源

(2) 各主体の連携による環境活動の促進

ア 環境マネジメントシステムに基づく環境に配慮した行動に取り組むとともに、住民・事業者などが連携して、環境への負荷の少ない活動に取り組むよう行動します。

イ 町は環境に関わるボランティア団体等の活動を支援するとともに、それらの団体間での連携を促します。



猪名川町環境交流館のビオトープ

3 環境への負荷の少ない事業活動

(1) 環境マネジメントシステムの導入促進

ア 環境マネジメントシステムを踏まえた環境への負荷の少ない活動に努めるよう事業者や各種団体等へ啓発します。

第6章 計画の推進と進行管理

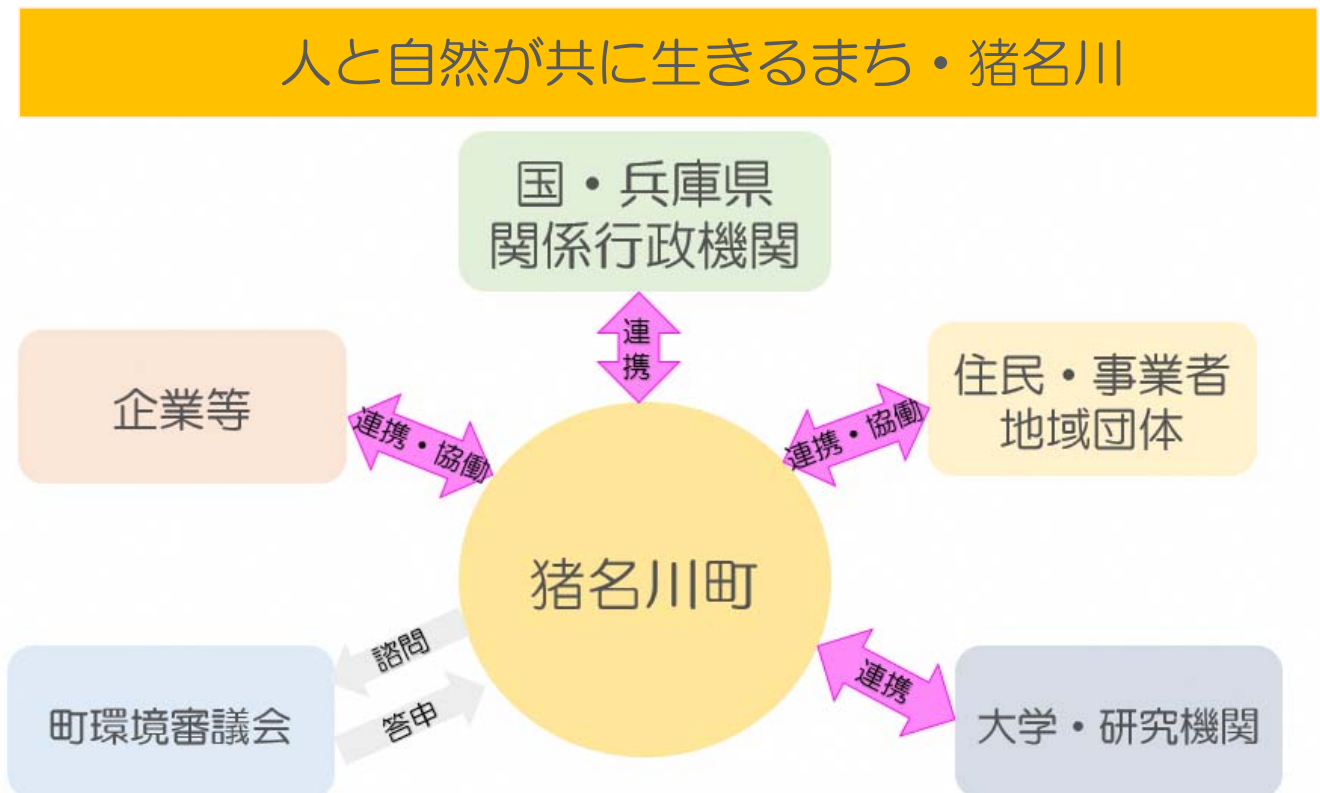
- 1 計画の推進体制
- 2 各主体の役割
- 3 進行管理

第6章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

本計画の総合的な推進に当たっては、住民、事業者、団体、町などが協働・連携し、目標の実現に向けて、施策に取り組んでいきます。

本計画の実施に当たっては、庁内関係課が協力して推進するとともに、住民・事業者・団体等と意見交換・情報交換をしながら、着実に施策を推進します。



2 各主体の役割

環境目標を達成するための、住民、事業者と町の役割を次のとおりとします。

(1) 住民の役割

- ア 毎日の暮らしの中で環境への負荷の少ない行動に努めます。
- イ 地域での清掃活動に積極的に参加します。
- ウ 豊かな自然、恵まれた環境を守る行動に心がけ、次世代へ引き継ぎます。

(2) 事業者の役割

- ア 事業活動において、廃棄物の適正処理、再生資源の利用等による環境への負荷の低減に努めます。
- イ 事業活動において、自然環境に配慮し、省エネルギー化に努めます。
- ウ 地域の一員であるとの自覚のもと、地域・住民と協働して環境の保全に努めます。

(3) 町の役割

- ア 町は、この計画に基づき、環境施策を進めます。
- イ 町は、率先して、環境に配慮した行動を推進します。
- ウ 町は、住民・地域・事業者・団体と連携して、環境の保全に努めます。

3 進行管理

本計画を具体的かつ効率的に推進していくために、住民、事業者が主体的に参加し実践するとともに、住民、地域、事業者、団体、町の連携を進め、さらに、国、県などの関係行政機関や大学・研究機関との連携も強化します。

また、町は、計画の推進に当たり進行管理を行うため、「PDCA（Plan・Do・Check・Action）サイクル」を実行します。

本計画の推進にあたっては、特に「C（check）」に心がけ、常に計画が実施できたかを点検するCから始まるPDCAサイクルを進め、これにより改善策を検討し、行動します。

（ 計画の進行管理イメージ図 ）



参考資料

○猪名川町環境の保全と創造に関する条例

平成12年3月28日

条例第1号

(前文)

猪名川町（以下「町」という。）は、町の中心を流れる清流猪名川や、県立自然公園に指定された緑豊かな山々に囲まれ、美しい恵み豊かな環境を有する町として発展してきた。

しかし、近年の社会経済の飛躍的な発展と急激な都市化の進展は、まちの形態や生活を大きく変化させるとともに、大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とする社会経済活動は、資源、エネルギーなどの消費により環境への負荷が増大し、地球環境にも重大な影響を及ぼしつつある。

今、私たちは、地域の環境が地球全体の環境を構成していることを深く認識するとともに、住民が健康で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷を低減し、持続的に発展することができる社会を構築していくことが求められている。そして、健康で快適な生活を享受できる環境を築くことを確認するとともに、かけがえのない、限りある環境を次の世代へと引き継いでいくことが、全ての住民の責務であることを改めて確認するものである。

そのため、町、事業者及び住民が、それぞれの役割分担のもと、その責務を果たし、協働して、健全で恵み豊かな環境を保全し、ゆとりと潤いのある環境を創造するために取り組まなければならない。

このような認識の下に、澄みきった空気、清らかな水、豊かな緑に恵まれた良好な環境の保全と創造に取り組み、誰もがいつまでも住み続けたいと思える魅力的なまちを実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造に関し、町、事業者及び住民の責務を明らかにし、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、その施策の総合的推進を図り、もって現在及び将来の住民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに住民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (2) 環境上の障害 公害（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害をいう。）その他良好な環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因と

なるおそれのあるものをいう。

(4) 環境の保全と創造 健全で恵み豊かな環境の保全とゆとりと潤いのある環境の創造をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければならない。

(1) 環境の保全と創造は、町、事業者及び住民がそれぞれの責任を自覚し、協働してはじめてその実現が図られるものであること。

(2) 現在享受される環境は、先人の努力が累積され、現在の住民に残された貴重な遺産であり、これを将来の住民へ継承されるものであること。

(3) 町、事業者及び住民がそれぞれの立場で日常生活や事業活動について自ら環境に配慮することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の実現をめざすものであること。

(4) 地球環境保全が、人類共通の課題であることから、町、事業者及び住民すべてが地球環境保全を自らの問題としてとらえて、環境の保全に努めるものであること。

第2節 町の責務

(町の責務)

第4条 町は、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 町は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全と創造に配慮するとともに、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

3 町は、広域的な対応を必要とする環境施策について、国及び県その他の地方公共団体や関係機関と積極的に協議し、その推進に努めなければならない。

第3節 事業者の責務

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自ら行う事業活動が環境に影響を及ぼすことを自覚し、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる環境上の障害を未然に防止するとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に効果的な原材料等を利用するよう努めなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、自ら環境の保全と創造に資するよう努めるとともに、町が行う環境の保全と創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第4節 住民の責務

(住民の責務)

第6条 住民は、その日常生活において、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 住民は、地域における環境の保全と創造に自ら努めるとともに、町が行う環境の保全と創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第7条 町は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全と創造に関する施策を事業者及び住民の参画を得て推進するものとする。

- (1) 土地、大気、水等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図り、住民が健康で文化的な生活を享受できるまちを実現すること。
- (2) 自然と共生する豊かな環境を創造し、自然とふれあうことのできる快適な環境にあふれたまちを実現すること。
- (3) 資源及びエネルギーの消費の抑制又は循環的な利用等が促進される社会を構築し、環境に調和したまちを実現すること。
- (4) 環境汚染の防止、自然環境の保全、環境への負荷の低減等に取り組み、地球環境保全に貢献するまちを実現すること。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第8条 町長は、前条の基本方針を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全と創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ長期的な目標及び大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境施策の公表)

第9条 町長は、環境基本計画の目標達成のための進行管理に努め、環境基本計画に基づき講じた施策に関する状況を適宜公表するものとする。

(環境基本計画の推進)

第10条 町、事業者及び住民は、協力して環境基本計画に基づく環境の保全と創造のための活動の推進に努めなければならない。

第3節 基本方針等を推進するための施策

(資源等の循環的な利用等の促進)

第11条 町長は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの消費の抑制又は循環的な利用等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の普及、啓発）

第12条 町長は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品又は役務等の利用が促進されるよう、普及や啓発に努めなければならない。

（環境教育及び環境学習の推進）

第13条 町長は、事業者及び住民が自ら環境の保全と創造についての理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるよう、環境教育及び環境学習の推進に努めなければならない。

（情報の提供）

第14条 町長は、環境の保全と創造に資する活動を促進するため、環境の保全と創造に関する情報を適切に提供するよう努めなければならない。

（監視等の実施）

第15条 町長は、公害その他環境の状況を把握し、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視等に努めなければならない。

（施設の整備等）

第16条 町長は、下水道、ごみ処理施設、公園、緑地その他環境の保全と創造に資する公共的施設の整備その他環境の保全と創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町長は、公共施設の維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの消費並びに廃棄物の発生を抑制するよう努めなければならない。

（住民等への助成等）

第17条 町長は、住民等が行う環境の保全と創造に資する自発的な活動が促進されるように、助成、顕彰その他必要な措置を講じることができる。

第3章 環境審議会

（環境審議会）

第18条 町長の附属機関として、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定するところにより、猪名川町環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

（1） 環境の保全と創造に関する基本的事項又は重要事項

（2） その他環境の保全と創造に関する必要な事項

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

第4章 生活環境の保全と創造

第1節 大気の保全

（屋外燃焼行為の制限）

第19条 何人も、ゴム、硫黄、ピッチ、皮革、合成樹脂、その他燃焼の際著しく大気を汚染し、又は悪臭を発生する物質を屋外において燃焼させてはならない。ただし、社会慣習・風習として行う枯草等の野焼き行為その他適切な処理方法により燃焼させる場合は、この限りでない。

第2節 水質の保全

(生活排水対策の推進)

第20条 町長は、生活排水（炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い排出される水をいう。）の排水による公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）の水質の汚濁の防止を図るため、必要な施策の実施に努めなければならない。

2 何人も、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけ、公共用水域の水質の保全に努めなければならない。

(公共用水域の保全)

第21条 何人も、公共用水域を汚濁するような行為をしてはならない。

第3節 騒音及び振動の防止

(近隣騒音の防止)

第22条 何人も、近隣の静穏を害し、又は安眠を妨げる騒音を発生させないように努めなければならない。

(事業所の騒音及び振動の防止)

第23条 事業者は、その事業活動により、近隣の静穏を害する騒音及び振動を発生させるおそれがあるときは、施設の位置、作業時間、作業方法等について、騒音及び振動の防止に必要な措置を講じなければならない。

(自動車等の運転者等の努力義務)

第24条 自動車等の運転者等は、自動車等の必要な整備及び適正な運転を行うことにより、当該自動車等から発生する騒音の低減に努めなければならない。

第4節 空き地等の管理

(空き地等の管理)

第25条 空き地（山林、竹林及び農地を除く。）及び資材置場（資材、機械、土砂等これらに類する有用物の保管の場所としてのみ使用する土地を含む。）の所有者、占有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、当該空き地及び資材置場の雑草、枯草等の除去を行うとともに、安全対策を講じるなど、周辺の生活環境に支障を及ぼさないよう適正に管理しなければならない。

第5節 飼犬等の管理

(飼育者の義務)

第26条 飼犬、その他の愛がん動物（以下「飼犬等」という。）の飼育者は、その飼犬等の性質、形態等に応じ、当該飼犬等が周囲の生活環境を害さないよう飼育し適正に管理しなければならない。